

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第18号

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市学校給食費の管理に関する条例（令和5年3月条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の額)

第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、別表第1の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、学校給食費の額は、同項の額の範囲内で市長が別に定める額とする。

(1) 学校給食において使用する食材に関して特別の配慮を必要とすると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があると認める場合

(学校給食費の納付)

第3条 条例第5条の規則で定める日（以下「納付期限」という。）は、別表第2の左欄に掲げる期別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日（その日が神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）とする。

2 学校給食費負担者は、前項に定める納付期限ごとに、別表第1に規定する学校給食費の額に年度において学校給食を実施する予定の日数（以下「年間実施予定日数」という。）を乗じて得た額を11で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下「月ごとの納付額」という。）を納付しなければならない。ただし、期別のうち1期及び9期の納付額は、その倍額とする。

3 市長は、月ごとの納付額に11を乗じて得た額と別表第1に規定する学校給食

費の額に年間実施予定日数を乗じて得た額との間に差額があるときは、その差額に相当する額を期別のうち9期に納付すべき額に加算し、又はこれから減額する。

- 4 市長は、第1項に規定する納付期限及び前2項に規定する納付額により難いと認めるときは、これらの規定にかかわらず、納付期限及び納付額を相当なものに変更することができる。

(学校給食費の調整)

第4条 学校給食費負担者は、年度における学校給食を実施する日(学校給食を実施しない日のうち食材料費が発生する日を含む。)の合計日数(以下「確定日数」という。)が年間実施予定日数を上回る場合は、別表第1に規定する学校給食費の額に確定日数を乗じて得た額と年間実施予定日数を乗じて得た額との差額を、市長が定める相当の期限までに納付しなければならない。

- 2 市長は、確定日数が年間実施予定日数を下回る場合は、当該年度において学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額について、必要な調整を行うことができる。

(還付及び充当)

第5条 市長は、学校給食費に係る過誤納金があるときは、速やかに、これを還付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けべき学校給食費負担者に係る学校給食費の未納があるときは、前項の規定にかかわらず、その過誤納金をこれに充当することができる。

(遅延利息)

第6条 学校給食費の遅延利息については、神戸市債権の管理に関する条例(平成28年3月条例第29号)に定めるところによる。

- 2 前項の遅延利息は、納付期限(第3条第4項の規定により変更したときは、その変更後のもの)の翌日から納付の日までの期間に応じ遅延した学校給食費の金額に法定利率を乗じて得た額とする。

(準用)

第7条 この規則の規定は、幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提

供を受けるものについて準用する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(学校給食費の徴収に関する特例)

3 当分の間、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）で実施する学校給食に係る学校給食費の額は、第2条第1項及び第2項に規定する額の半額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 前項の規定は、学校給食を受ける生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間又は学校給食を受ける生徒の保護者等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている期間において、これらの生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、適用しない。

5 附則第3項の規定は、第7条において準用する第2条第1項及び第2項による幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものに係る学校給食費の額については、適用しない。

別表第1（第2条関係）

区分	学校給食費の額 (1日あたり)
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の 児童	260円

特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の幼児、児童及び生徒	260円
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒（主食・副食分）	280円
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒（牛乳分）	学校給食用牛乳供給における学校給食費負担額を勘案して年度ごとに市長が定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

別表第2（第3条関係）

期別	納付期限
1期（4月分及び5月分）	6月末日
2期（6月分）	7月末日
3期（7月分）	8月末日
4期（9月分）	9月末日
5期（10月分）	10月末日
6期（11月分）	11月末日
7期（12月分）	12月末日
8期（1月分）	1月末日
9期（2月分及び3月分）	2月末日

備考 4期には8月に実施した学校給食に係る学校給食費を含む。